

鳥取県公報

平成27年2月3日(火) 第8670号

毎週火·金曜日発行

	目	次
告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出土地収用法による事業の認定(60)(県土総務制 指定居宅サービス事業者の指定(61)(中部総合 指定介護予防サービス事業者の指定(62)(〃) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(63)	果) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
選管告示	選挙管理委員会の招集 (7)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
調達公告	制限付一般競争入札の実施(警察本部会計課)・	• • • • • • • • • • • • • • • 5
	選管告示	告 示 鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出土地収用法による事業の認定(60)(県土総務語指定居宅サービス事業者の指定(61)(中部総合指定介護予防サービス事業者の指定(62)(〃)特定非営利活動法人の設立の認証の申請(63) 選挙管理委員会の招集(7)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

示

鳥取県告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変 更の届出を平成27年1月14日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年2月3日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県告示第60号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
 - 鳥取県西部広域行政管理組合
- 2 事業の種類
 - 米子消防署皆生出張所整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 米子市上福原字下築田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性

米子消防署皆生出張所整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体 が設置する庁舎に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である鳥取県西部広域行政管理組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1 項に規定する地方公共団体の組合にあたり、同法第292条により地方公共団体に関する規定が準用されること から本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条 第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事 業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事 業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

現庁舎は建物及び設備等が老朽化し、年々増大する消防需要に見合う消防業務の遂行及び消防力等の整 備に十分に対応できない状況にある。

本件事業は、火災発生時に延焼拡大等の大きな被害が想定される火災危険地区等への交通アクセスが良 く、消防活動に伴う騒音等の影響も少ない田園地帯に新たに用地を取得し、老朽化した消防庁舎を再築し、 職員の各種訓練スペースの確保も図り、消防、救急及び救助等の態勢整備に寄与することを目的としてお り、地域住民の安全で安心な生活の維持及び向上に相当程度寄与するものと考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例 (平成10年鳥取県条例第24号) による環境影響評価の対象事業で はなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益 を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、火災危険地区等の住宅密集地との近接性、出動計画 上の問題点、騒音、交通アクセス及び事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討 した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

米子消防署皆生出張所は、旅館、ホテル及び病院等の高層大規模建築物が建ち並ぶ皆生温泉地区のほか、 米子市旧市街地の火災危険地区及び住宅密集地等を管轄し、広域消防の中核となる重要な出張所である。 現庁舎は昭和51年に建築されたが、建物及び設備等が老朽化するとともに、敷地が狭隘なため敷地内での 各種訓練に不足を来しているほか、火災等災害発生時の職員等の参集スペースもなく、迅速な出動態勢に 支障を来している。よって、住民の生命、身体及び財産を保護する観点から、本件事業を早期に施行する 必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられてい ることから、本件事業の実施に必要かつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

鳥取県告示第61号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月3日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	1日足平万日	り ころの理規
株式会社ウエハラ	訪問介護事業所ウ	倉吉市堺町二丁目	平成27年2月1日	訪問介護
	エハラ	962-2		
"	デイサービスセンタ	II .	II .	通所介護
	ーウエハラ			
"	デイサービスセンタ	倉吉市円谷町508-	"	"
"	ーしらかば	3		//

鳥取県告示第62号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月3日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	1日足平月日	り ころの理規
株式会社ウエハラ	訪問介護事業所ウ	倉吉市堺町二丁目	平成27年2月1日	介護予防訪問介護
	エハラ	962 — 2		
"	デイサービスセンタ	"	II .	介護予防通所介護
"	ーウエハラ			
JJ	デイサービスセンタ	倉吉市円谷町508-	11	,,
"	ーしらかば	3		"

鳥取県告示第63号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年 3月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年2月3日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日 平成27年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人志塾フリースクール鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 木下 雅友
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市富士見町一丁目5
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもりなどの悩みを持った子供、思春期特有の悩みを持つ若者、その家族、再出 発をしたい人に対して、援助、協力に関する事業を行い、もって社会福祉、教育の拡充に寄与することを目的 とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

平成27年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年2月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 日時 平成27年2月9日(月) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について
 - (2) その他

調達公告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規 定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、 次のとおり公告する。

平成27年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量 停止処分者講習及び違反者講習業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様 入札説明書による。
 - (3) 履行期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載 した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者で、その業種区分がその他の委託等の研修業務であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参 加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月19日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年2月3日(火)から同年3月9日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) 第38条の3の規定により、停止処分者講習及び違反者講習(法第108条の2第1 項第3号及び第13号に規定する講習をいう。) の実施を委託することができるものとして必要かつ適切な組 織、設備及び能力を有すると公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先
 - ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの 〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部警務部会計課予算係 電話 0857-23-0110 (代)
 - イ 2の(5)に掲げるものに係るもの 〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8 鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係 電話 0857-23-0110 (代)
 - (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)のアの場所で平成27年2月3日(火)から同月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の 午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年3月9日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日(金)午後5時 までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの 場所に平成27年2月23日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成27年2月19日(木) 午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額 を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39 年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定め る担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は入札説明書による。